

学校事故と民事責任

南部 あゆみ¹

1 目的

本講義では、学校事故に対する民事責任について、その内容と考え方を解説する。責任のとり方としては、まず倫理的責任や社会的責任といった法律外の責任と、法的責任とに分けられる。前者が賠償等のペナルティを伴わないのに対し（具体的な義務を負わず「謝罪すべき」程度のもの）、後者は具体的なペナルティを課される。さらに、法的責任には刑事責任・行政責任・民事責任の三種類があるが、よほど悪質性の高い事案でなければ刑事責任にまで発展することは稀であろう。国公立の学校では行政責任が主であるし、私立学校や教員個人の責任を追及する場合は民事責任が問われることになる。

被害者がどの救済方法を選択するかは自由である。だからこそ、教育関係者は法律の構造について理解しておかなければならないとも言える。また学校側としても、事故が生じた際にいかなる責任が発生するのかを、前もって予測しておくべきだろう。それは、いざという時に適切に対応するためでもあるし、同時に「そもそも事故が起きないように」もしくは「万が一事故が起きたとしても法的責任までは問われないように」、日頃から注意すべきポイントを意識しておくためでもある。

法的責任には、アウトとセーフの境界線がある。要は、裁判で勝つか負けるかの境目のことである。この境界線は、法的な理屈から導き出されるものであり、ある程度は予測可能である。そこで今回は、本講義の目的を「民事責任における境界線を予測できるようになること」に設定した。それにより、普段から「これをしたらアウトになる」「これはリスクのある行動なので控えよう」等、自らの行動を選択できるようになるからである。自らの行動規範を確立することこそが、法律を学ぶ意義なのではないだろうか。

2 前提知識の整理

2-1. 誰が責任を負うのか

学校事故が生じた際、被害者は誰に対して責任を追及できるのか。大きく分けると、行政、学校、教員となる。例えば体育の授業中に怪我をしたケースでは、まずイメージされるのは、その授業の担当教員に落ち度があった（指導が不十分であった等）として責任追及するパターンであろう。

しかし、教員は学校のマニュアルに従っていただけかもしれないし、そもそも学校の施設が安全性を欠いていたのかもしれない。その場合は、学校にこそ事故の原因がある。さ

¹ 平成国際大学准教授

らに、民事上の損害賠償が認められたとしても、教員個人に支払能力がなければ、勝訴判決は絵に描いた餅となる。そのため実際には、よほど教員の指導に問題がない限りは、雇主である学校に責任を求めることが多い。

学校が国公立の場合、国や地方自治体が学校を設立し、管理する立場にある。そのため、国や地方自治体の管理不十分を理由に、責任を求めることができる。特に民事責任においては支払能力の有無が重要であるため、訴えることのできる相手が複数存在するのであれば、必然的により大きな組織が対象となるだろう。

2-2. 刑事責任、民事責任、行政責任

上記の責任は、さらに三つの法的根拠に分類される。つまり、一言で法的責任といっても、「誰を訴えるのか」「どの根拠で訴えるのか」「どのように処分されるのか」という点で、全く異なる軸が存在するのである。これらの軸について、自動車が脇見運転で歩行者をはねて怪我をさせた、という交通事故を例に説明する。

刑事責任は、刑事法（刑法やその特別法）を根拠とする責任である。刑事裁判において、国（検察官）が被告人（加害者）を訴える。根拠としては、自動車運転死傷行為処罰法等で、懲役・禁錮・罰金の刑に処せられる。刑法は、罪と罰を定めた法律である。その目的については様々な見解があるのでここでは深く言及しないが、要はこの社会における罪（してはいけない事をした・しなくてはならない事をしなかった）を定め、それを犯した人に対して罰を加えることで、社会の安全や秩序を維持しようとしているのである。そのため刑事責任とは、罪を犯して社会の安全や秩序を乱した者に対して、社会（国）が責任を追及するものだと言える。

この刑事裁判では、肝心の被害者は訴訟当事者ではない。最近では被害者参加制度も充実してきたが、位置づけとしては「この被告人がどのような罪を犯したのか」を立証するための存在である。被害者と加害者の関係を規律するのは民法（またはその特別法）であり、被害者は民事訴訟において加害者を訴え、民事責任を追及することになる。民法とは、市民と市民の間のトラブルを解決するための法律である。ここでいう「市民」とは、権力関係にない＝国や権力団体ではないフラットな関係＝通常の一般的な個人同士、という意味で使われている。つまり、社会全体の秩序などという大きな目的ではなく、「私とあなたのトラブルをどう解決するのか」「私の受けた被害をどう回復するのか」が民法の役割なのである。交通事故であれば、民法 709 条（不法行為）を根拠に、治療費等の損害賠償を加害者に請求することになる。

自動車を運転するには運転免許証が必要である。これは都道府県の公安委員会（行政）が交付しており、自動車等で公道を走るための許可証のようなものである。行政は一定の運転技術や知識を有する者にのみ運転許可を与えることで、社会の交通安全秩序を維持している。そして、交通違反をした者に対して点数を減点したり、反則金を科したり、悪質な場合は免許を取り消したりする。これが行政責任（行政処分）である。公道の安全維持という行政目的のための処分であるので、刑事責任とは異なり、行政が違反者を処分するという構図になる。

学校事故も、以上の三類型で整理することができる。体育の授業中の事故で考えると、まず刑事責任としては、担当教員の指導ミスを理由とした過失傷害罪（刑法 209 条）が問

われる可能性がある。民事責任としては、担当教員・学校・自治体が不法行為（民法 709 条）や債務不履行（同 415 条）を根拠に損害賠償を請求される（詳細は後述）。行政責任では、教職員や校長が職務上の義務違反を理由に、教育委員会から処分を受けるおそれがある。誰が訴えられるのか、どのルートで訴えられるのかは、学校の位置づけや、事故の内容・悪質性に応じて判断される。特に民事責任の場合は、被害者が自由に選択できるため、いずれの可能性も想定しておくべきであろう。

2-3. 民法における二つの責任

この講義では、民事責任について解説する。上述したとおり、民法とは「私とあなたのトラブル」を解決するためのルールである。要は、社会や全体がどうかではない「プライベートなトラブル」を想定しているのである。そしてプライベートなトラブルとは、結局のところ「財産」と「家族」に集約される。したがって、民法とは「財産と家族の法」と説明しても、あながち間違いではないだろう。

学校事故は、「財産」の分野のトラブルである。もちろん「心からの謝罪」「心の傷を癒す」といった解決方法を求める被害者の心情も理解できるが、法律の世界では不公平が生じないよう一律の基準を採用せざるを得ず、精神的なものも金銭的に換算して解決するより他ないからである。

財産分野の責任は「契約責任」と「不法行為責任」に分けられる。契約とは、経済活動（取引）についての約束のことであり、取引の内容について当事者が合意に至ることで成立する。例えば売買契約であれば、何を売るのか・いくらで売るのか・いつ商品を引き渡し代金を支払うのか、等々について定めることが契約である。契約を守らない場合や契約過程においてトラブルが発生した場合には契約責任が問われ、契約解除や損害賠償といった形で責任追及されることになる。（415 条：債務者がその債務の本旨に従った履行をしなないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。）

次に不法行為とは、他人から自分の権利や利益を侵害された場合に、損害賠償を請求できる制度のことをいう。この「権利や利益」には多種多様なものが含まれる。例えば、他人を殺すこと（生命の侵害）、他人に怪我をさせること（健康の侵害）、他人の物を壊すこと（財産権の侵害）、他人の秘密を暴露すること（プライバシーの侵害）、浮気をすること（平穏な夫婦生活の侵害）等、様々な侵害行為が不法行為と認定されている。（709 条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）

民法の基本的な問題解決方法は、損害賠償（金銭の支払い）である。これは刑法における罰金とは異なり、ペナルティではない。トラブルによって被害者側に損害（マイナスの財産）が発生したため、その分を加害者に穴埋めさせる、という意味合いで捉えられている。つまり「被害者の損害分を誰のサイフから出させるのが公平か」という判断なのである。学校事故であっても、あくまで財産トラブルの一種として処理されていることを忘れてはならない。もちろん、真の問題解決を図るのであれば、真摯な謝罪といった対応も不可欠であろう。しかしそれは法的な枠組みの外的話であり、混在させてはならない。法的処理と法律外の処理、双方を車の両輪のように両立させながら、解決への道のりを進むの

が理想といえよう。

2-4. アウトとセーフの境界線：過失責任主義

契約責任と不法行為責任という二つの責任が学校事故にも当てはまるが、双方とも過失責任主義のもとに適用される。つまり、契約に違反しても他人に怪我をさせても、その理由が「故意または過失」によるものでなければ、法的責任は追及されないという原則である。ポイントは、法的責任が発生するのは「相手に迷惑をかけた（結果が生じた）から」ではなく、「責任を問うだけの問題のある行為をした（そして結果が生じた）から」だという点である。つまり民法では、結果ではなくその理由を責めているのである。そして責任を問うだけの理由が「故意または過失」となる。

故意とは、結果の発生を認識しながら、あえてその行為をし、結果を発生させることである。契約責任であれば、初めから契約を守るつもりがないケース、不法行為責任であれば、初めから相手に怪我をさせるつもりで行動していたケース等である。これは責任を問うだけの理由として十分であろう。

一方で過失とは、結果の発生を認識してはいないが、社会的に要求される注意を怠ったことによって、結果を発生させることをいう。要は、故意はないのだが、不注意によって結果を引き起こしてしまうことである。我々は社会生活を営む以上、他人に迷惑をかけないよう、社会から要求される程度の注意を払いながら行動しなければならない義務を負っている。そのため、その注意を怠ることが「すべきをしなかった」として責任を問われる理由となるのである。相手に怪我をさせるつもりはなくても、不注意によって怪我をさせてしまえば、過失ありと認定される。その代わりに、十分に注意を払っていた場合は、相手に怪我をさせてしまったとしても責任は問われない。不可抗力だからである。例えば赤信号で自動車を停止させていたところ、後ろから追突され、その衝撃で前の自動車にぶつかり破損してしまった場合、たとえ前の自動車を損壊したという結果が生じたとしても、責任を問われるだけの理由（過失）がないため、損害賠償責任は負わない。

この過失認定の基準は、「社会的に要求される一般的な注意を尽くしたか否か」によって決まる。ある状況に置かれた当該人物に対して、一般人（平均的な人）が「これくらいの注意はしてくれるだろう」と期待・信頼する程度の注意を尽くす義務（期待・信頼にこたえる義務）が注意義務の内容であり、これを怠ることが不注意＝過失となる。当事者の能力や当時の状況によって一般人の期待の程度が異なることから、同じことをしてもある人は過失ありと判断され、ある人は無過失となることも考えられる。例えば「子どもが怪我をした」という結果において、それが学校の授業中で、付き添っていたのが専門家である教員だとしたら、一般人は「まさか子どもが怪我をするような事態は生じないだろう」とかなり高いレベルの注意を要求する。であれば、教員には高度な注意義務が課されることになり、素人と同じ程度の注意では過失ありと認定されてしまうのである。

3 学校事故における民事責任の概要

以上を踏まえ、学校事故における三種類の民事責任を解説する。まず担当した教員の不

法行為責任、次に学校の使用者責任（不法行為責任の一種）、そして学校の契約責任（安全配慮義務違反）である。

3-1. 担当教員の責任（不法行為）

通常業務（授業・部活動等）や遠足等の学校行事においては、現場の教員には生徒を指導し、事故が生じないようにその空間を監督する注意義務がある。その注意を怠り事故が発生したのであれば、教員の過失によって生徒の権利や利益が侵害されたとして、生徒は教員個人に損害賠償を請求することができる（民法 709 条）。損害額は、治療にかかった費用や慰藉料（精神的損害を金銭に換算した分）等により算定される。

問題は過失の認定である。不法行為における過失は、「予見可能性」と「結果回避義務違反」により決まる。すなわち、そのような事故（結果）が発生することを予見できたか否か、また予見できたとしても結果を回避できたか否かで判断される。そのため、予見することすら不可能な予期せぬ出来事や、いかに努力しても結果を避けられない事故であれば、無過失となる。

ただし、予見・回避すべき程度については、通常人よりも厳しく設定される。前述したとおり、過失認定の基準は、「社会的に要求される一般的な注意を尽くしたか否か」によって決まる。教員はプロフェSSIONALであり、子どもという未熟な存在を預かっている以上、最高レベルの注意義務が課されているからである。そのため、事故を予見・回避するために注意すべきことは全て尽くしておかなければならない。「この程度なら大丈夫」「今まで何も起こらなかったのだから大丈夫」という油断が過失につながる。その代わり、教員がその場ですべきことを全て尽くしていたのであれば、事故は避けられない結果と判断され、教員に責任を負わせることはできなくなる。また生徒自らがすすんで怪我をした場合や、通常では予測できないような行動をとった場合も同様である。

もともと、実際には担当教員のみが訴えられることは多くないだろう。個人の支払能力には限界があり、学校や自治体という組織を訴えた方が確実だからである。しかし、教員があまりに不注意であったり、体罰がある場合には、「現場で何が起こったのか真実を明らかにしたい」「この教員の責任を追及したい」という被害者感情により、被告とされるのも当然である。また、学校と教員を並列して訴えることは十分に考えられる。民事では勝てる可能性のあるものは全て訴状にのせるのが一般的だからであり、その意味でも教員は責任を問われる立場になりうることを自覚しておくべきであろう。

3-2. 学校の使用者責任（不法行為）

使用者責任とは、被用者（教員）の不法行為が認められる場合に、使用者（学校）が被用者の代わりに責任を負う制度のことである。つまり、被用者を雇っている使用者に対して、損害賠償の肩代わりを求める制度といえる（715 条：ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。）

一般的に、個人である被用者には十分な賠償資力がないことが多く、資力がなければ被用者の不法行為が成立しても実際に賠償金は支払われない（強制執行をしても「ない袖は

振れぬ」となってしまう)。そこで、被害者を保護するために使用者に責任を負わせるのである。学校事故の場合も、損害賠償の支払能力という意味で、教員個人よりも学校を訴えた方が確実であるため、学校の使用者責任が問われることが多い。

715条では、使用者が「相当の注意をしたとき」は免責される旨が規定されているが、実際には被用者の不法行為が成立するのであれば、使用者が免責されることはほとんどない。それは使用者責任の制度目的にあり、「使用者は被用者を事業に従事させることで利益をあげているのだから、不利益も負担すべき」や「使用者は被用者を通じて危険な事業をしているのだから、その結果についても責任を負うべき」といった理由からである。被用者を雇うことで事業を回している以上、使用者には「不法行為を起こすような不注意な被用者を雇わない注意義務」や「被用者が不法行為をしないよう体制を整えたり、被用者を監督する注意義務」があり、相応の責任が課されているのである。

3-3. 学校の安全配慮義務違反（契約責任）

学校と生徒は一種の契約関係にあり、在学契約と呼ばれている。契約に基づき、学校は生徒に対して教育サービスの提供や施設を利用させる債務を負い、生徒は学校に対して授業料等を支払う債務を負う。これらの債務を履行しない場合（契約内容を守らない場合）、損害賠償や契約解除といった形で責任を問われるが、債務を履行しない理由が故意または過失によるものでなければ要件を満たさない。

学校側の主たる債務としては、上記のとおり教育サービスと施設利用であるが、それに付随する債務として安全配慮義務が存在すると言われている。そして学校事故は、この付随債務に違反している状態である。安全配慮義務は民法の条文には存在しない判例理論であり、契約書にもどこにも記されていないが、社会通念上当然に認められるもの、といった位置づけとなる。

安全配慮義務とは、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」である（最判昭50・2・25（民集29巻2号143頁））。この理論は労使関係のトラブル（労働従事中の事故等）で適用されることが多いが、特に限定されるものではなく、様々な事案で用いられている。何らかの特別な関係にある者に対しては、物的・人的な側面から危険を防止する義務があるという意味であり、学校もこれに当てはまる。

学校とは特殊な空間である。学校と生徒との関係はまさに「特別な関係」であり、そこには単なるサービス提供を超えた付随義務が生じると考えられている。学校の特殊性について、青野教授は以下のように整理している（青野博之「学校事故の特質と注意義務」『損害賠償法の課題と展望』日本評論社）87頁）。

- ・ 学校事故は、発達成長途上にある青少年に対する侵害である。
- ・ 学校事故は、さまざまな発達成長段階、さまざまな個性をもつ青少年の恒常的集団生活を営んでいるなかに生ずるものである。
- ・ 学校事故は、児童・生徒にとって、事実上逃れがたい日常生活的な学校活動において生じたものである。
- ・ とくに日本の学校では、学校行事や部活動などの、「生活指導」の意味を有するものも

含まれ、きわめて多様なものであるため、その範囲は広い。

- ・ 学校事故は、多少なりとも教師の教育専門的活動とのかかわりにおいて、生じたものである。
- ・ 児童・生徒の教育を受ける権利に対応して、現行教育法上、学校設置者には強い教育条件整備義務が存し（教育基本法 10 条 2 項）、この教育の「条件整備」とのかかわりのなかで生じてくるものである。

青野教授は、「被害者が成長途上の青少年であること」や「事故が集団生活の中で生じること」を特に重視している。このような特殊性から、学校には本来の債務に付随して「管理下にある設備の安全性を確保すること」や「適切に人員を選任・配置し、安全上の注意を与えること」といった安全配慮義務が課されることになる。

注意義務の程度については、個別具体的に判断される。注意義務とは一般人（社会）の期待・信頼にこたえることであり、その程度は期待の高さによって異なるからである。そのため、生徒の年齢が低いほど（未熟なので）、また生徒の選択肢がない場面（授業や強制参加の行事）であるほど、学校はより高度な注意義務を負うことになる。担当教員がベテランであれば教員個人の注意義務が高まり、新人であれば教員個人よりも組織の注意義務が高まる。一方で、大学生ともなれば判断能力が成熟し、カリキュラムの自由度も増すことから、学校の注意義務は軽減されるであろう。

3-4. 契約責任と不法行為責任

被害者は、上記三種類から任意に選択し訴訟を提起することができる。複数の訴えを競合させることも可能である。ただし、契約責任と不法行為責任では取扱いに差異が生じることがあるため、その点には注意を要する。

まず、損害賠償請求権の行使期間（消滅時効）が異なる。契約責任は請求権が発生してから 10 年で訴えることができなくなるが（167 条）、不法行為責任は「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間」もしくは「不法行為の時から二十年」である（724 条）。

また、過失の立証責任も異なる。契約責任では、債務者（契約を守らなかった側＝学校）が「自分に過失はなかった」と立証しなければ、過失があったものと判断される。一方で不法行為責任は被害者に立証責任があり、被害者が「加害者には過失があった」と立証しなければ、無過失となる。基本的に立証責任は「訴える側」が負うものであるが、契約の場合は守るのが当然であることから「訴えられる側」が負担すべきとされているのである。

4 判例を読む：名古屋地判平 21・12・25（判タ 1333 号 141 頁）を一部省略

【事案の概要】

本件は、X が、平成 19 年 9 月 20 日、Y（名古屋市）が設置する小学校の運動場において、組体操の練習中に 4 段ピラミッドの最上位から落下し、左上腕骨外顆骨折の傷害を負った事故（本件事故）について、4 段ピラミッドの練習に際し、指導及び監督に当たった教員ら（A1・A2）に過失があったとして、X が Y に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、

188万1360円の損害賠償を求めた事案である。(国賠法1条1項：国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。)

Xは、小学6年生の児童で、6年1組に所属していた。Xは体重が軽く、サッカー部に所属し、空手を習っているなど、運動能力に優れていた。

Yは、本件小学校を設置している普通地方公共団体である。本件小学校の6年生は70人であり、1組と2組の2クラス編成であった。6年1組のクラス担任はA1であり、6年2組のクラス担任はA2である。A1は、組体操の指導について約10年の経験があったが、4段ピラミッドの指導は平成19年度が初めてであった。A2は、組体操の指導について、29年間で20回程度の経験があった。

4段ピラミッドは、15人の児童が3段となって、最上位の児童を支える技である。4段ピラミッドの最上位の児童は、地上2m以上の高さで立ち上がることとなる。4段ピラミッドは、元々上の段になるほどバランスが悪い状態であるうえに、土台の児童や2段目の児童の姿勢が悪い(背中が丸くなっているなど)場合や、土台や2段目の児童がピラミッドの中心から等距離・等角度に並んでいない「いびつな形」の場合には、3段目の児童の立つ位置が安定しないなど、危険な状態になる技である。

Aらは、6年生の運動会の練習として、本件事故後のものも含め、29時限分をかけた(1時限は45分)。Aらは、組体操の練習に当たっては、5年時で学習したことの復習から始め、段階を追って最後の技である4段ピラミッドの練習を行うよう計画し、手の伸ばし方や姿勢などの各技に共通する基本的な事項については、5年時から指導を行っていた。また、4段ピラミッドの練習に入る前に、より単純な技について復習をさせて、繰り返し指導を行っていた。

Aらは、複数の児童で取り組む技のうち、土台となる児童の上に児童が乗るミニタワーなどの技について、下の児童は、上の児童を支えるときは、腕・脚・背を伸ばして体全体で支えること、上の児童は跳んで降りないこと、落ちそうになったときはしゃがむことを指導した。また、バランスが悪かったり、無理な力が入ったと感じたときは、無理をしてそれ以上行わないことを指導していた。

<9月18日の練習>

平成19年9月18日(本件事故の2日前)、5~6限目に、5・6年生が合同で組体操フィナーレの練習を行い、平成19年度で初めての4段ピラミッドの練習をした。その際、6年生の担任であるA1・A2に加え、5年生の担任である教諭2人も指導にあたった。4段ピラミッドを作る際は、1基につき1人の教員が補助についていた。(6年生は、4段ピラミッドを3基、3段ピラミッドを2基つくる)

この日の練習では、4段ピラミッドの最上位を担当していたのは別の児童であり、Xは4段ピラミッドの構成メンバーではなく、3段ピラミッドを担当していた。

4段ピラミッドの練習は、段階を踏んで慎重に行い、5回ほど成功した。しかしその後再度4段ピラミッドに取り組んだ際、最上位の児童が立ち上がろうとした際、足下の3段目の児童の首の後ろが沈んだため、バランスを崩し、前方へ落下し、頭を打つ事故が発生した(本件落下事故)。

教諭らが児童から落下の原因を尋ねたところ、前方に落ちながら、体の向きを横向きにねじる形で半回転して落下した旨の説明を受けた。しかし、その後も特に指導方法について変更することはなく、危なくなったらしゃがむようにとの従前の指導を続けた。

<9月19日の練習>

翌19日、3限目に4段ピラミッドの練習を行った。前日怪我をした児童が担当を辞退したため、A2は、Xがサッカー部に所属するなど運動能力に優れていたことや、体重が軽かったことから、最上位に適任であると考え、Xに対し、最上位を担当するかどうか尋ねたところ、Xはこれに応じた。段階を踏んで練習を行い、4段ピラミッドに2回成功した。

<9月20日（事故当日）>

20日の2限目、6年生のみで組体操の練習を行った。この日はA1・A2の2人だけで指導に当たり、組体操の合図はA1が行っていた。Xが最上位を担当する4段ピラミッドは、1回成功した。しかし再度の練習で、3段目の児童の上にXが乗って立ち上がったところで、Xが最上位から地面に落下し、左手を負傷した（本件事故）。

本件事故の際、A2は、運動場中央付近で、他の4段ピラミッドの補助に当たっており、Xの4段ピラミッドと異なる方向を見ていたため、Xが落下した瞬間は見えていなかった。A2は、Xが落下した直後に、Xの声により落下に気付き、Xに駆け寄り、Xを抱きかかえて保健室に運んだ。その後、Xは養護教諭により受傷部位を固定・保護された上で、病院に搬送された。A1は、A2がXに駆け寄ったときには、組立ての合図を出していた位置（指令台の上）から動いていなかった。

<本件事故の詳細>

3段目の児童らが2段目の児童の上に乗る際、土台の児童の間隔などがいびつな形になっていたため、2段目の児童もきれいな形になっておらず、足の置き場が以前と違っており、3段目の児童らは足が開いたような状態になっていた。また、3段目の児童らが2段目の児童の上に乗った際、2段目の児童は「痛い、痛い」などと述べていた。

3段目の児童は、2段目の児童の体が動くため、足場が安定せず、バランスを保つため、頭を上げたような態勢となった。そこで児童らは、バランスが悪く危険なため、やり直した方がよいか話していたが、A1が合図を進めていったため、途中でやめることができず、Xは合図に合わせて立ち上がった。

続いてXが、A1の合図で立ち上がったところ、3段目の児童らの体が揺れて、足場が安定せず、Xはバランスを保てなくなり、「おい、あぶねえ、あぶねえ。」などと述べ、しゃがんだり、しがみついたりすることなく、本件4段ピラミッドの南側（土台の児童から1m程度の位置）に落下した。

<Xが主張する損害>

① 慰謝料（173万円）

Xは本件負傷により左腕が曲がった状態になり、日常生活で不便を強いられ、小学校2年生から始めた空手を止めざるを得なくなった。

② 診断書作成料 1360 円

③ 弁護士費用 15 万円

【判決】

＜過失（注意義務の内容）について＞

「本件小学校を設置する Y は、本件小学校における学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命、身体の安全の確保のために必要な措置を講ずる義務を負うところ、体育の授業は、積極的に活発な活動を通じて心身の調和的発達を図るという教育効果を実現するものであり、授業内容それ自体に必然的に危険性を内包する以上、それを実施・指導する教員には、起こりうる危険を予見し、児童の能力を勘案して、適切な指導、監督等を行うべき高度の注意義務があるというべきである。

そして、4 段ピラミッドは、・・・最上位の児童は、2m 以上の高い位置で立ち上がる動作を行い、かつ、安定するか否かは、3 段目以下の児童の状況にかかってくるもので、落下する危険性を有する技であるから、指導をする教員は、児童に対し、危険を回避・軽減するための指導を十分に行う注意義務があると共に、最上位の児童を不安定な状況で立たせることがないように、最上位の児童を立たせる合図をする前に、3 段目以下の児童が安定しているか否かを十分確認したり、不安定な場合には立つのを止めさせたりし、児童が自ら危険を回避・軽減する措置がとれない場合に補助する教員を配置するなどして児童を危険から回避させたり、危険を軽減したりする注意義務があり、これらの義務を怠った場合には過失があるというべきである。」

＜A1・A2 の指導について＞

- ・ A らは、最上位の児童に対し、落ちそうになった場合はしゃがむことを指導していた
→ 口頭での注意をただけでは、児童の落下の危険を回避し、軽減するのに不十分
- ・ A らは児童に対し、バランスが悪かったり、無理な力が入ったと感じたときは、無理をしてそれ以上行わないことを指導していた

「しかし、バランスが悪くても、児童らは立ち上がることは可能であり、バランスの悪さは、4 段ピラミッドを構成する児童に一律に生じるものではないため、他の児童に合わせてバランスの悪い状態で立ち上がる児童が生じることもあり得るところである。

そして、A1 らは、3 段目以下の児童のバランスが悪いことに気付かないまま、教員が合図をしてしまった場合に、児童らが教員に対してする合図や声の出し方を児童らに指導していなかったのであるから、児童らは、バランスが悪い状態でも、4 段ピラミッドの組立てを続行せざるを得ない状況にあったのである。

そうすると、4 段ピラミッドにおいては、教員が少なくとも 1 人は補助について、児童の様子を注視し、バランスが悪い場合には、その段階で組立てを止めるよう指示することが必要であり、教員の補助がないまま、単に無理をしてやらないよう指導するだけでは、危険を回避・軽減する指導として十分なものとはいえないのである。

「・・・3 段目以下の児童が不安定な場合には、その段階で組立てを止めるよう指示すべき注意義務があった。そして、A1 らは、X が自ら落下を回避することができずに落下する事態に備えて、補助する教員を配置するなどして X を危険から回避・軽減させる注意義務

があった。」

→ しかし、4段ピラミッドの近くに、(組み立てを止める)指示を出す教員や、落下を補助する教員を排除しなかった

→ Aらには過失あり

<結論>

①慰謝料 (100万円)

②診断書作成料 (1360円)

③弁護士費用 (10万円)